

平成23年度国民健康保険税 納税通知書を送付します①

国保税は、前年中の所得や加入者数などによって世帯ごとに決まります。詳しくは、6月中旬に送付する納税通知書をご確認ください。

**国保税について
よくあるお問い合わせ**

**今年度、40歳・65歳・75歳
になる人へ**

ここでは、納税通知書を送付して寄せられるお問い合わせについてお答えします。19ページのお問い合わせ例をご覧ください。

●今年度40歳になる人へ
誕生日の前日が属する月から月割りで介護保険分がかかるため、誕生日の翌月に税額の変更通知書を送付します。

**国保税の減額措置には
所得の申告が必要です**

国民健康保険に加入している人やその世帯主は、所得がない場合も必ず申告をお願いします。

申告をされていない場合、国保税の減額が受けられなかったり、高額医療費などで不利益を受けたりすることがあります。



納税通知書

●今年度65歳になる人へ
当初から、65歳になる月の前月までの介護保険分を計算しています。

問い合わせ
●国保税に関すること
糸島市国保年金課
☎(332)2071
●納付に関すること
糸島市収税課
☎(323)1111

国保税についてよくあるお問い合わせ

Q1 昨年度に比べて国保税が高くなりました。なぜですか？
→税率に変更はありませんので、主に次の理由が考えられます。
①昨年、土地を売ったり、生命保険の満期返戻金を受け取ったために所得が増えた。
②世帯における国保の加入者数が増えた。
③課税限度額に該当している。(課税限度額が上がっています。)
④所得の申告をしていないため、減額になっていない。

Q2 現在、会社などの健康保険に加入しているのに、納税通知書が届きました。なぜですか？
→国保脱退の手続きがお済みでないと考えられます。脱退の手続きをお願いします。なお、5月以降に国保を脱退された方については、加入月数で計算しています。

Q3 世帯主宛てに納税通知書が届きましたが、本人宛に送付してもらえませんか？
→国保税は老人や子どもなど所得のない人にも給付を行うことなどから、世帯主に対して課税することが法令で定められています。個人ごとの明細は、納税通知書の4枚目をご覧ください。

Q4 納付書が4枚しかついていません。なぜですか？
→10月から特別徴収(世帯主の年金からの差引き)で納付していただくこととなります。年金からの差引きになるのは、国保の加入者全員が65歳以上になられた場合などがあります。特別徴収額については、納税通知書3枚目下段をご確認ください。

Q5 8月が納期限の納付書が2枚ありますが、なぜですか？
→国保税の各納期限は月末ですが、平成23年7月31日は日曜日で金融機関がお休みのため、翌営業日の8月1日が第2期の納期限になっています。このため、第3期の納期限8月31日と併せて8月は納期が2回になります。

Q6 3月末で失業し、現在収入はありませんが、納税通知書が届きました。
→国保税の所得割額は、現在の収入ではなく、前年中の所得を基に計算します。納付が困難な場合は、納付相談をお受けしますので、早めに収税課までご連絡ください。納付も相談もない場合は、保険証の有効期限が短くなる場合があります。国保税は医療費をまかなうための大切な財源です。ご理解、ご協力をお願いいたします。

特定保健指導の対象者

腹囲基準	追加リスク		対象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧	④喫煙	40～64歳	65～74歳
男性 85cm以上	2～3つ該当	あり	積極的支援	
	1つ該当			
女性 90cm以上	該当なし	なし	動機づけ支援	
	該当なし	なし	情報提供	

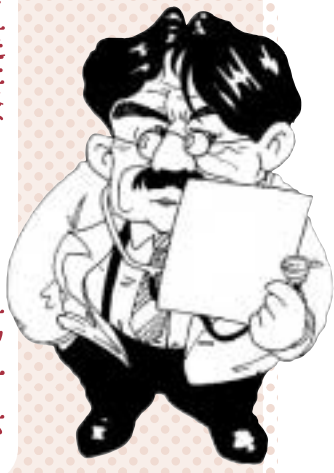
※ が特定保健指導の対象者
(生活習慣病の危険が高いが、生活習慣の改善で予防が期待できる人)

別表 ■ 健康相談日程表

糸島市役所(本庁)	ふれあい(志摩)
6月30日(木)	6月29日(水)
7月26日(火)	7月28日(木)
8月 5日(金)	8月24日(水)
9月 2日(金)	9月 1日(木)
10月18日(火)	10月12日(水)

時間 9:00～16:00
※1人40分程度(要予約)
※11月以降の日程は、健康づくり課にお尋ねください。

問い合わせ
糸島市健康づくり課
☎(332)2069



健診は健康づくりの第一歩

め直してみましょう。

●**総合健診の
申し込みはお早めに**

平成23年度の特定健康診査(総合健診)が5月から始まりました。健診は、健康づくりの第一歩です。この健診では、身体測定をはじめ、血圧、血液検査(血糖、脂質、肝機能、腎機能)、尿検査などを行います。総合健診の申し込みは、先着順に受け付けています。まだ申し込んでいない人は、お早めにお申し込みください。

●**健康相談を
行います**

保健師、管理栄養士が、個別に健康相談(予約制)を行っています。健康相談では、健診結果を基に身体の中の変化を具体的に説明します。さらに、健康課題の具体的な解決法と一緒に考えていきます。

●**健診結果を生活に
役立てましょう**

健診結果は、動脈硬化など客観的に自分の健康度を見ることができ、貴重なもので、約1か月後に郵送します。健診結果から、自分の身体と生活を見つ

●**家庭訪問や
電話連絡をします**

特定健診の結果、特定保健指導の対象となった人や治療が必要と判断された人には、別途、健康相談の案内の電話や家庭訪問を行う場合があります。